

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第3期さつま町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

鹿児島県薩摩郡さつま町

3 地域再生計画の区域

鹿児島県薩摩郡さつま町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状

1. 急激な人口減少と少子高齢化の加速

本町の人口は、合併当初（平成17年）の約25,000人から約20年間で30%減少し、現在は18,015人となっている。1980年のピーク時（30,650人）と比較すると40年間で約1万人以上が減少しており、2020年には年間出生数が初めて100人を割り込むなど、深刻な自然減の状態にある。さらに、高齢化率は43.4%に達し、一部の地域では5割を超えるなど、少子高齢化が非常に速いスピードで進行している。

2. 全産業における就業者数の減少と雇用のミスマッチ

過去10年間で、第1次産業で565人、第3次産業で587人が減少するなど、全ての産業分類において就業人口が減り続けている。昼夜間人口比率は103%であり、町外から通勤する人は多いものの、その後の定住には結びついていないのが現状にある。また、町内の商店数は14年間で126件減少しており、地域経済の縮小とにぎわいの喪失が大きな課題となっている。

3. 若い世代の強い郷土愛と低い定住意向の乖離

将来を担う高校生世代の86%が町に愛着を感じている一方で、「将来も住み続けたい」と考える割合はわずか10.3%に留まっている。一度町を離れた後のUターン意向も約2割と低迷しており、若者が町に対して愛着や誇りを持ちな

がらも、進学や就職を機に「働く場」や「生活環境」を求めて転出せざるを得ない構造的な課題が浮き彫りになっている。

4. 財政の柔軟性不足と生活利便性への不満

財政力指数は0.38と鹿児島県平均(0.29)を上回っているが、経常収支比率が90%を超える年もあり、新たな事業へ投資するための財政的な柔軟性が不足している。町民アンケートの結果では、公共交通機関や魅力ある商店街づくりに対する満足度が低く、生活の利便性を高め、誰もが住み続けたいと思える環境の整備が急務となっている。

この現状認識に基づき、地域再生計画では「さつまで働く」「さつまでつながり・住まう」「さつまで育む」「さつまで暮らす」の4つの重点プロジェクトを推進し、人口減少の抑制と持続可能な町づくりを目指す。

4-2 地域の課題

1. 若い世代の定住・還流に向けた「選ばれるまち」への転換

本町の将来を担う高校生世代の8割以上が郷土に愛着を感じているものの、将来の定住意向は1割、Uターン意向は約2割に留まっており、愛着が実際の居住選択に結びついていないことが最大の課題となっており、特に進学や就職のタイミングである10代後半、および子育て期にあたる30代の転出が顕著で、若者が町外へ出た後に「戻ってきたい」と思える魅力的な働く場と生活環境の不足が深刻となっている。今後は、移住者の獲得だけでなく、現住者の定住維持と、強い郷土愛を背景とした若い世代の還流を促進する具体的な仕組みづくりが求められている。

2. 産業の担い手不足解消と「稼げる」経済構造の構築

基幹産業である農林業や商工業において、全産業での就業者減少が進み、特に第一次産業の担い手不足と後継者確保が急務となっている。町内には多くの企業が立地し、昼夜間人口比率は100%を超えているが、町外から通勤する層を町内居住へ誘導できていない雇用のミスマッチが生じている。また、町内商店数の減少によるにぎわいの喪失も課題であり、スマート農業等のICT技術による生産性向上や、地域ブランド「薩摩のさつま」の販路拡大、起業・創業支援を通じた「稼げる産業」への変革と新たな雇用の創出が必要である。

3. 切れ目のない支援による子育て・教育環境の充実

家庭状況の多様化や地域コミュニティの希薄化により、地域全体で子どもを育てる体制の再構築が課題となっている。保育や教育環境に対する満足度は依然として低く、不登校への対応や一人ひとりの特性に寄り添った「個別最適な学び」の提供など、教育現場のきめ細かな体制整備が求められている。出会い、結婚、妊娠、出産から学童期まで、ライフステージに合わせた切れ目のない伴走型支援を強化し、子育て世代から「選ばれる環境」を整えることが、人口減少の抑制に不可欠である。

4. 持続可能な生活基盤の維持と行財政運営の効率化

公共交通機関や商店街のにぎわいに対する満足度が低く、特に高齢者や移動弱者が安心して外出できる交通ネットワークの維持・確保が大きな課題である。また、公共施設の老朽化や人口減少に伴う町税等の歳入減少が見込まれる中、財政の柔軟性は乏しく、限られた資源を有効活用する経営視点が欠かせないことから、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、行政サービスの利便性向上と業務効率化を徹底するとともに、地域防災力の強化や多文化共生の推進により、誰もが安全・安心に住み続けられる強靱なまちづくりが求められている。

4-3 課題解決のための取組

このような人口減少の負のスパイラルを断ち切るため、本計画では将来像「あなたの夢にまっすぐ 新たな挑戦が未来をつくる」を掲げ、以下の4つの重点プロジェクトを横断的に推進する。

基本目標1 さつまで“はたらく”プロジェクト

基本目標2 さつまで“つながり・住まう”プロジェクト

基本目標3 さつまで“はぐくむ”プロジェクト

基本目標4 さつまで“暮らす”プロジェクト

本計画の実施により、出生率の向上、転入増加、及び転出抑制を図り、計画終了年度である令和17（2035）年度において、国立社会保障・人口問題研究所の推計（14,289人）を上回る総人口15,000人以上を維持することを目指す。

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (令和12年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	新規雇用者数	3人	15人	基本目標1
イ	ふるさと納税寄附件数	16,000件	66,000件	基本目標2
イ	社会増減人口	▲125人	▲65人	基本目標2
ウ	合計特殊出生率	※R4 1.59	1.65	基本目標3
エ	住み続けたいと思う町 民の割合	69.8%	75.0%	基本目標4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

さつま町まち・ひと・しごと創生推進事業

ア さつまで“はたらく”推進事業

イ さつまで“つながり・住まう”推進事業

ウ さつまで“はぐくむ”推進事業

エ さつまで“暮らす”推進事業

② 事業の内容

ア さつまで“はたらく”推進事業

ICT技術の導入によるスマート農業の推進、地域資源を活用した高付加価値化及び起業・創業支援を通じ、若者や女性が挑戦できる魅力的な雇用環境を整備し、地域産業の担い手確保と所得向上を図る。

【具体的な事業】

- ・スマート農業導入支援及び実証事業の実施
- ・6次産業化及び加工・販売を含めた付加価値向上支援
- ・「薩摩のさつま」ブランド強化及び販路拡大支援 ・若者・女性を対象とした創業支援及び伴走型支援 等

イ さつまで“つながり・住まう”推進事業

移住・定住促進及び関係人口の拡大を図り、地域の担い手を増加させるとともに、空き家等の既存ストックを活用した住環境整備と観光資源の磨き上げにより、交流人口及び定住人口の増加を図る。

【具体的な事業】

- ・移住相談窓口の強化及び移住支援制度の充実
- ・空き家バンクの活用促進及び成約支援体制の構築
- ・関係人口創出プログラム（体験・副業・ワーケーション等）の実施
- ・ダムインフラツーリズム等を核とした観光ブランディングの推進 等

ウ さつまで“はぐくむ”推進事業

出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまで切れ目ない支援体制を構築し、地域全体で子育てを応援する環境を整備することで、出生率向上及び子育て世代の定住促進を図る。

【具体的な事業】

- ・婚活支援及び出会い創出事業の実施
- ・母子手帳アプリ等による妊娠期からの伴走支援
- ・産後ケア及び育児相談体制の強化
- ・放課後児童クラブの整備及び機能強化 等

エ さつまで“暮らす”推進事業

公共交通、行政サービス、健康づくり等の生活基盤を維持し、高齢化が進む中で、移動・医療・行政手続きの利便性確保を図り、自治体 DX 推進により持続可能な行政運営を確立する。

【具体的な事業】

- ・乗合タクシー及びコミュニティバスの利便性向上
- ・「行かない窓口」導入等による行政 DX 推進
- ・デジタルデバイド対策（利用支援、講習等）の実施

・健康増進活動及び介護予防の推進 等

※ なお、詳細は、さつま町地方版総合戦略（第3次さつま町総合振興計画「重点プロジェクト」）のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

30,000千円（令和8年度～令和12年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度2月頃に、成果指標（KPI）の達成状況を整理し、外部有識者等で構成する「さつま町振興計画審議会」等において客観的な評価・検証を行う。評価結果を踏まえ、次年度以降の事業改善を実施し、検証結果は町ホームページ等で公表する。

⑥ 事業実施期間

2026年（令和8年）4月1日から2031年（令和13年）3月31日まで

6 計画期間

2026年（令和8年）4月1日から2031年（令和13年）3月31日まで